

平成30年度むつ市私立幼稚園就園奨励費補助金事業について

I 補助を受けられる人 : むつ市に住所があり、Ⅳの「別表」の区分に該当する世帯で、5歳児・4歳児・3歳児・満3歳児の保育料を就園奨励費対象私立幼稚園に納付している保護者

II 補助の対象となる経費 : 幼稚園に実際に支払った保育料と入園料（新入園児のみ）の合計（ただし「別表」の補助金額を上限とする。）

III 提出書類等

- (1) 保育料等減免措置に関する調書（様式3号）
 (2) 下表の書類 **※該当する家庭のみ提出必要**

	世帯の状況	添付書類
1	平成30年1月1日にむつ市に住所がなかった保護者	平成30年度市町村民税額のわかる書類(いずれか) ・所得課税証明書 ・特別徴収税額通知書 ・納税通知書
2	生活保護受給世帯	生活保護受給資格証明書
3	障がい児（者）と同居している世帯	次のいずれかの書類（写し可） ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・愛護（療育）手帳 ・特別児童扶養手当の受給を証する書類 ・国民年金の障害基礎年金等の受給を証する書類

IV 補助金の額（上限額）

【別表】

区 分	補助金の額（年額）		
	第1子	第2子	第3子
① 生活保護法による保護世帯	308,000円	308,000円	308,000円
② 市民税所得割額非課税世帯	272,000円	308,000円	308,000円
----- 上記の内、ひとり親世帯等	308,000円	308,000円	308,000円
③ 市民税所得割額 77,100円以下の世帯	187,200円	247,000円	308,000円
----- 上記の内、ひとり親世帯等	272,000円	308,000円	308,000円
④ 市民税所得割額 211,200円以下の世帯	62,200円	185,000円	308,000円
⑤ 上記以外の世帯	0円	154,000円	308,000円

(1) 第1子・第2子・第3子以降の考え方

- ・区分①から③の場合
→生計を一にする子どものうち、最年長者を第1子として数えます。年齢制限はありません。
- ・区分④・⑤の場合
→小学校3年生以下の子どものうち、最年長者を第1子として数えます。

(2) 区分の決定は、父母の平成30年度市町村民税所得割額の合計額から決定されます。ただし、父母以外の者が家計の主宰者と判断される場合には、その者の市民税所得割額を含めて決定されます。

(3) 住宅借入金等特別税額控除の適用を受けている場合は、控除前の市町村民税額により区分が決定されます。

(4) 「ひとり親世帯等」とは、下記に該当する世帯です。

- ・母子及び父子家庭
- ・身体障害者手帳を所持する方がいる世帯
- ・愛護（療育）手帳を所持する方がいる世帯
- ・精神障害者保健福祉手帳を所持する方がいる世帯
- ・特別児童扶養手当の受給者がいる世帯
- ・国民年金の障害基礎年金の受給者がいる世帯
- ・要保護者に準ずる程度に困窮していると認める世帯

V 問い合わせ先

〒035-8686 むつ市中央一丁目8番1号
 むつ市教育委員会総務課 総務・学務グループ
 電話0175-22-1111（内線3115）